未定稿

210615 時点

私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）教育改革推進特別経費の配分要件の見直しについて（案）

１．概要

〇令和２年度に実施した予算執行調査の結果を踏まえ、私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）教育改革推進特別経費の各補助メニューについて、補助要件を明確化する。

２．見直しの方向性（案）

〇「令和２年度私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）及び同補助金（教育改革推進特別経費）の配分方法について」を基本に、各都道府県に配布した資料に記載した補助要件を踏まえ、次のとおり見直す。

〇その際、必要に応じて補助要件の内容を補うこととする。

（別紙）

１．私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）

略

２．私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）

Ⅰ．「教育の質の向上を図る学校支援経費」の配分方法について

補助対象となる要件について

私立高等学校等において、以下に例示する取組~~み~~等の実態（幼保連携型認定こども園にあっては、別表の対象幼児に対する取組~~み~~等の実態）があり、都道府県においてその状況を確認した上で、イからトに対する補助が行われていることが補助対象の要件となる。

~~但し、イについては、ロからへの取組に係るものは対象外とする。~~

イ　次世代を担う人材育成の促進~~多彩な人材の活用等による教育の推進~~

グローバル人材育成のための英語教育の強化

国際交流の推進

数理・データサイエンス・AI 教育等の推進　等

~~ICT 専門員の配置など ICT を活用した教育の推進~~

~~教員の負担軽減を図るための部活動指導員等の活用　等~~

~~上記取組のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による未指導分への補習等を行うための学習指導員等の追加的人材の配置　等~~

（補助要件）

次のいずれの要件も満たすこと。

①教科担任の他に、専門性に特化した外部講師（ネイティブ・スピーカー等）を活用する等、教育の質の充実に資する取組であること。

②原則として、授業が行われる期間に毎週１回以上の取組があること。

③ロからトの取組に係るものは除く。

（参考：都道府県配付資料に記載の補助要件）
教科担任の他に、ネイティヴ・スピーカーなど専門性に特化した外国語人材を雇用しており、原則として毎週１回以上の取組があること

ロ　次期学習指導要領に向けた取組の促進
アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた教員研修
学校におけるカリキュラム・マネジメントの促進
新たな教科に対応した教育方法の開発　等

（補助要件）
次のいずれの要件も満たすこと。
①高等学校段階の取組であること。
②全ての教員（休業中の者を除く）の半数以上を対象とした取組があること。

（参考：都道府県配付資料に記載の補助要件）
全ての教員の半数以上を対象とした取組であること

ハ　教育相談体制の整備
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用
不登校の生徒等の教育機会についての支援　等

（補助要件）
次のいずれの要件も満たすこと。
①有資格者（公認心理士、臨床心理士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士など）を活用した取組であること。
②契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月２回以上の活用実績があること。ただし、学校に常駐する等、児童生徒等の希望に応じて、随時活用することができる場合は除く。

（参考：都道府県配付資料に記載の補助要件）
有資格者等（例：公認心理士、臨床心理士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士など）を活用した取組であり、原則として毎月２回以上の活用実績があること（ただし、児童生徒等の希望に応じて、随時活用することができる場合は除く）

ニ　職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進
多様な職業体験
~~地域社会や産業界等と連携・協同した取組~~
自然体験活動
ボランティア活動
伝統文化に関する活動の体験・習得
栄養教諭の活用など食に関する指導の充実　等

（補助要件）
次の要件を満たすこと。
１学年全員若しくは複数学年全員が、年に計３回以上の取組があること。

なお、同一の取組を複数回行う場合も含む。

（参考：都道府県配付資料に記載の補助要件）
特定の学年の全員を対象とした取組が年３回以上あること

ホ　安全確保の推進
スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の人員配置
登下校時における交通安全指導員等の人員配置
児童生徒への講習会（防犯、防災、交通安全等）の実施
地域住民や地域関連機関等との合同防犯訓練の実施　等

（補助要件）
取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすこと。
①人員配置の場合は、通学日の半分以上の日で取組があること。
②①以外の場合は１学年全員若しくは複数学年全員が年に計２回以上の取組があること。なお、同一の取組を複数回行う場合も含む。

（参考：都道府県配付資料に記載の補助要件）
特定の学年の全員を対象とした取組が年２回以上あること（人員配置に関するものは除く）

ヘ　特別支援教育に係る活動の充実
専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講
特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポート
特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用　等

（補助要件）
取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすこと。
ただし、幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校の取組は除く。
①助言や研修の場合は、原則として、全ての教職員を対象に年２回以上の取組があること。
②支援体制の構築の場合は、契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月１回以上の活用実績があること。ただし、学校に常駐する等、児童生徒等の希望に応じて、随時活用することができる場合は除く。
③教材等の活用の場合は、原則として、授業が行われる期間に毎週１回以上の取組があること。

（参考：都道府県配付資料に記載の補助要件）
研修や講師派遣の場合は、原則として年２回以上の取組があること
支援体制の構築の場合は、原則として毎月１回以上サポートした実績があること（ただし、児童生徒等の希望に応じて、随時活用することができる場合は除く）

ト　外部人材活用等の推進
教員業務支援員
学習指導員

部活動指導員
ICT 専門員　等
（補助要件）
次のいずれの要件も満たすこと。
①追加的な人材の配置により、教員の働き方改革や学校活動の改善を図るものであること。
②契約期間中、原則として、毎週１回以上の活用実績があること。
③イからへの取組に係るものは対象外とする。

（参考：都道府県配付資料に記載の補助要件）
追加的な人材の配置であること、かつ、契約期間中においては、毎週１回以上の活用実績があること

Ⅱ.「子育て支援推進経費（預かり保育推進事業）」の配分方法について
以下略

未定稿

Ｑ＆Ａ

※事前に問合せのあった内容を整理するとともに、補足説明の内容を下記のとおり共有いたします。

問　「イ　次世代を担う人材育成の促進」と「ト　外部人材活用等の推進」はともに外部人材の活用による補助となるが、違いは何か。

（答）

○　いずれにおいても、外部人材を雇用することは可能ですが、「イ　次世代を担う人材育成の促進」は、例えば、外部講師の活用により、教育の質の充実に資する取組を想定しています。

例：ネイティブ・スピーカーによる発音指導や、教員とのオーラルコミュニケーションの実践例を示すこと等により、英語教育の質が向上。

○　他方、「ト　外部人材活用等の推進」は、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、授業で用いる資料準備や印刷、採点補助、消毒をはじめ、教員の業務負担の軽減を図るため、外部人材の配置促進を図る取組を想定しています。

例：ICT 専門員は授業を行う者ではなく、授業で使用する ICT 機器の操作によって授業の補助者として従事。

問　「イ　次世代を担う人材育成の促進」の補助要件に「授業が行われる期間」とあるが、授業が行われる期間以外の時期に実施する取組は補助対象とならないのか。

（答）

○　補助対象となる取組の実施時期は、授業が行われる期間に限らず、長期休業期間中の取組も対象となります。

○　ここで指す「授業が行われる期間」とは、後述の「毎週１回以上」の「毎週」の範囲を「授業が行われる期間」に限定するものです。

例：１年間は約５０週だが、学校で授業が行われる期間は概ね３０週程度。
そのため、「授業が行われる期間に毎週１回以上」とは、概ね３０回以上と解する。

○　授業が行われる期間は、学校段階や学事歴等によって様々であることから、国庫補助金の補助要件においては、具体の回数を明示しません。

問　「ニ　職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」について、年３回以上行った場合の範囲を確認したい。

例１：中学３年生全員が「伝統文化に関する活動の体験・習得」として、異なる日程で年３回、茶道教室を開催した。

例２：幼稚園が「自然体験活動」として、同一の日程で３歳児、４歳児、５歳児が、それぞれ別の農園で芋掘りを行った。

例３：同一の日程で、中学１年生が「自然体験活動」で田植え、中学２年生が「伝統文化に関する活動の体験・習得」で茶道教室、中学３年生が「ボランティア活動」で地域の清掃活動に取り組んだ。

（答）

○　例１の場合、同一の取組（茶道教室）であっても、合計３回開催していることから、年３回以上行ったものとすることができます。

○　例２の場合、３つの学齢が参加していますが、同一の日程で同一の取組を実施していることから、１つの行事として開催されたものとし、年３回とすることはできません。
○　例３の場合、同一の日程であっても、３つの学年がそれぞれ独立した活動に取り組んでおり、年３回以上行ったものとすることができます。

問　「ニ　職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」について、例示の分類（多様な職業体験等）のうち、１つの分類の中で取組を年３回以上、実施しなければならないか。他の分類と合わせて年３回以上となればよいか。年３回以上のカウント方法を確認したい。

（答）
○　次のいずれの場合であっても、年３回以上実施したこととなります。
例１：「自然体験活動」を年３回以上実施（芋掘り、田植え、りんご狩り）。
例２：「多様な職業体験」「自然体験活動」「ボランティア活動」に該当する取組を各１回、合計で年３回以上実施。

問　「ニ　職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」から、「地域社会や産業界等と連携・協同した取組」が削除されたが、当該項目を想定した取組は今年度から補助対象外となるのか。

（答）
○　項目「ニ　職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」の表記と合わせる形で「地域社会や産業界等と連携・協同した取組」の記述を削除しましたが、当該取組については、引き続き支援の対象となります。

問　国の交付要綱等が都道府県に共有される前に学校園が取り組んだものは、補助対象期間外となるのか。

（答）
○　国の補助金は都道府県が助成した額の一部を補助するものであり、ただちに学校園の取組に対して影響を及ぼすものではないと考えます。補助対象期間の取扱いについては、各都道府県における交付要綱等の取扱いに準じるものと考えます。
○　このほか、取組の年間実施回数等について、地域の実情を踏まえて、各都道府県が個別に国庫補助金が設ける補助要件以上の要件を課すことは差し支えありません。

問　「１つ以上の学年全員を対象とした取組」に、保護者を対象とした取組も含まれるか。

（答）
○　幼児児童生徒に加えて、保護者が参加する取組は含まれますが、保護者のみを対象とした取組は含まれません。

問　外部人材の雇用に当たっては、雇用期間に応じて補助要件を緩和することは可能か。

（答）
○　補助要件に「契約期間中」とある場合を除き、雇用期間等に応じた補助要件の緩和は認められません。ただし、年間を通じての雇用まで求めるものではなく、短期

間であっても、補助要件を満たす回数に取り組んだ場合は、補助要件を満たすこととして差し支えありません。

例：長期休業期間中の集中講義で、ネイティブ・スピーカーによる４０コマの語学教室を開催。ネイティブ・スピーカーの雇用期間は１か月程度だが、「イ　次世代を担う人材育成の促進」の補助要件である「授業が行われる期間に毎週１回以上の取組」を超える回数を実施している場合は、補助要件を満たしたことになる。

○　なお、当該取扱いは、国庫補助金の補助要件に係るものであり、都道府県補助金の交付対象外とすることまでは求めません。